玉名市認定農業者制度について

～制度説明資料～

令和７年度版
（令和７年４月１日改訂）

■目次■

１．認定農業者制度　・・・Ｐ１

２．組織活動　・・・Ｐ２

３．資金の融通　・・・Ｐ２

①スーパーＬ資金　②スーパーＳ資金　③農業近代化資金
④農業改良資金　⑤農業経営負担軽減支援資金（農業負債整理）
⑥青年等就農資金

４．農地の集約　・・・Ｐ５

①玉名市農地集約化促進事業　②玉名市天水地区農地集約化促進事業
③農地中間管理事業　④機構の特例事業

５．農業者年金　・・・Ｐ７

①農業者年金保険料の控除対象　②農業者年金保険料の国庫補助

６．補助事業　・・・Ｐ９

①玉名市農業機械等整備事業（市）
②玉名市天水地区農業機械等整備事業（市）
③強い農業づくり総合支援交付金
（産地基幹施設等支援ﾀｲﾌﾟ）(国)
④農地利用効率化等支援交付金(国)
⑤産地生産基盤パワーアップ事業（国）
⑥攻めの園芸生産対策事業（県）
⑦果樹経営支援対策事業（国・県）
⑧天水地区果樹産地生産基盤強化促進事業（市）
⑨経営継承・発展支援事業（国・市）
⑩耕作放棄地解消事業（県・市）
⑪新規就農者育成総合対策（国・県）
⑫経営所得安定対策（国）
⑬園芸産地における事業継続強化対策（国・県）
⑭環境保全型農業直接支払事業（国・県・市）
⑮くまもとグリーン農業（県）
⑯中山間地域等直接支払制度（国）
⑰玉名市有害獣被害防護施設整備事業（市）
⑱玉名市天水地区有害獣被害防護施設整備事業（市）
⑲玉名市鳥害対策事業（市）
⑳多面的機能支払交付金事業（国・県・市）
㉑玉名市土地改良区事業（市）
㉒農作業安全講座（県農業大学校）
㉓施設園芸等燃料価格高騰対策事業（国）
㉔くまもと土地利用型農業競争力強化緊急支援事業（県・市）
㉕麦・大豆生産技術向上事業（国・県・市）

■ご注意

今後、特に補助事業内容については内容の見直し等により、変更される場合があります。
最新の情報や詳細については、各担当窓口までお問合せください。

１．認定農業者制度

■ 認定農業者制度

認定農業者制度は、平成４年に農業者の自主的な経営改善を支援するために設立された制度で、認定を受けた農業者が誇りと意欲を持って経営の改善・発展に取り組むことや、経営者としての自覚を高めることなどが期待でき、農業の安定的発展を図る上で、重要な取組となっています。具体的には、農業経営基盤強化促進法に基づき、意欲ある農業者が自らの経営を計画的に改善するために作成した「農業経営改善計画」（５年後の経営目標）を県、市、農業委員会、ＪＡによる審査会を経て市長が認定し、その計画達成に向けた取組を関係機関・団体が支援する仕組みです。

■ 認定の基準

（１）申請する計画が、市の定める「基本構想」に照らして適切であること

年間労働時間	年間 2,000 時間／従業者１人当たり
年間所得（個人）	概ね 370 万円以上
〃　（家族）	概ね 740 万円以上
〃　（法人）	概ね 1,500 万円以上

（２）計画が達成されることが確実と見込まれること

（３）計画が農用地の効率的・総合的な利用を図るため適切であること

■ 計画の検討

認定農業者は、申請（更新）時に経営改善計画書を作成するに当たり、次のような内容について経営の見直しと併せて５年後の計画を立てる機会を有します。

（１）自分の経営をどういう方向に改善・発展させていくのか

（２）それをどのような方法で実現させていくのか

（３）経営規模・作付内容

（４）生産方式をどのように合理化するか（新技術、機械の導入による省力化等）

（５）経営管理をどう高度化するか（複式簿記の記帳等）

（６）就業条件をどう改善するか（休日制・給料制の導入、社会保険の加入等）

※この計画を作成することにより、自らの経営の現状を点検し、５年後に向けた目標とその達成の方法を検討するものであり、経営改善へ向けた取組みを行ないます。

■ 地域計画の策定

玉名市では、平成２４年度に集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための未来の設計図として「人・農地プラン」を４地域で策定、令和２年度には１０地域に細分化した「実質化された人・農地プラン」を策定していました。

今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されることから、農地を利用しやすくするよう、農地の集約化等の取組を加速するため、令和５年４月に基盤法等の改正法が施行。地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を策定することとなりました。

「地域計画」は、市内を１３の地域に分けて策定することとし、各地域の農業者及び関係機関等による話し合いを行いながら、認定農業者及び認定新規就農者を地域農業における担い手として位置付け、更に誰がどの農地を利用していくのか等を明確にした「目標地図」を作成し、令和７年３月１１日に策定したところです。

将来の農地利用については、将来耕作する方が不在となり、受け手が決まっていない場合において、農地の受け手を事前に把握することで、スムーズな継承を図ることを前提として話し合い、目標地図として作成しており、農地の所有者の意向に反して

農地の集約を進めるものではありませんので、所有者と受け手の間で話がまとまっている場合などは、契約を阻害することはありません。

２．組織活動

玉名市には、認定農業者、認定新規就農者を含め約９４０件の経営体がおられます。そのほとんどが、更なる経営改善や情報交換等を図ることを目的に組織された、「認定農業者協議会」へ加入し、さまざまな研修や情報交換のための活動が実施されています。

なお、玉名市認定農業者連絡協議会は、県の単費補助を活用した玉名市からの業務委託料、ＪＡたまな及びＪＡ大浜からの助成金にて活動しています。

３．資金の融通

■ 認定農業者のみが利用できる低利の資金：スーパーＬ資金、スーパーＳ資金

① スーパーＬ資金（農業経営基盤強化資金）

対象事業
農業経営改善計画に示された具体的な経営改善計画の措置を実行していくうえで必要な長期資金（５０万円以上の事業に限る）
（１）農用地の取得、改良等 （２）農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得 （３）農産物の加工処理、流通販売施設、観光農業施設等の改良、造成、取得 （４）借地権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得等 （５）家畜・果樹の導入、農地貸借料の支払、その他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金 （６）負債の整理その他農業経営の改善の前提として経営の安定に必要な長期資金
貸付利率
償還期間に応じて１．１５～１．７０（令和７年３月１９日現在） ※地域計画のうち目標地図に位置付けられたもののみ５年間実質無利子化
償還期間
２５年以内（内据置１０年）
融資限度額
個人：３億円　　法人：１０億円 ※ただし、負債整理等融資対象事業（６）への貸付は貸付限度額の５分の１に相当する額
融資率
１００％

② スーパーＳ資金

対象事業
農業経営改善計画に示された具体的な経営改善計画の措置を実行していくうえで必要な短期運転資金

（１）種苗代、肥料代、飼料代
（２）小農具・消耗品の購入
（３）営農用施設・機械の修繕費
（４）地代
（５）営農用機械のリース料
（６）市場開拓費等

貸付利率

１．６５％　変動利率制（令和７年３月１９日現在）

償還期間

手形貸付・証書貸付：１年以内
当座貸越：１年程度の当座貸越契約期間内
※ただし、農業経営改善計画期間中は、極度額の範囲内で借換を行うことができる

貸付限度額

極度額を設けて随時借入・随時返済を繰り返して利用
個人：５００万円（畜産・施設園芸は２，０００万円）
法人：２，０００万円（畜産・施設園芸は８，０００万円）

■ 認定農業者が金利や融資率の優遇が受けられる資金

⇒農業近代化資金、農業改良資金

③ 農業近代化資金

資金使途

（１）畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通、加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（１号資金）
（２）果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金
（２号資金：果樹等植栽育成資金）
（３）乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金（３号資金：家畜購入育成資金）
（４）事業費１，８００万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金（４号資金：小土地改良資金）
（５）農業経営の規模拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金（５号資金:長期運転資金）
ア　農地等の賃借権等の取得に必要な資金
イ　農機具等の賃借権等の取得に必要な資金
ウ　能率的な農業技術又は経営方法の取得のための研修資金
エ　品種の転換に必要な資金
オ　農産物の需要を開拓するための調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金
カ　営業権、商標権その他の無形固定資産の取得及び研究開発に必要な資金
キ　農業経営を法人化するため及び構成員として法人に参加するために必要な資金
ク　ア～キに掲げるもののほか、農業経営の規模拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金
※ウ～キに掲げるものの貸付対象者は認定農業者・集落営農組織に限り、クに掲げるものは認定農業者・集落営農組織・農業参入法人に限る。
（６）診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であって、施設の改良、造成又は取得に要する資金（６号資金：農村環境整備資金）
（７）農村給排水施設の取得等、特定農家住宅の取得等、内水面養殖施設の取得等
（７号資金：大臣特認資金）

貸付利率

１．７０％
認定農業者の特利　１．１５～１．６５％（令和７年３月１９日現在）
※１００万円超案件に対して、アグリサポート基金からの利子補給により貸付当初５年間のみ実質無利子化（農協窓口の場合）

償還期間

１号資金　個人：１５年以内（農機具のみ７年以内）
　　共同：２０年以内（農機具のみ１０年以内）
２号資金　個人、共同：１５年以内　　認定就農者：１７年以内
３号資金　個人、共同：７年以内　　認定就農者：１０年以内
４号資金　個人、共同：１５年以内　　認定就農者：１８年以内
５号資金　個人、共同：１５年以内　　認定就農者：１７年以内
６号資金　２０年以内
７号資金　個人、共同：１５年以内　　認定就農者：１７年以内

貸付限度額

個人：１，８００万円
農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社等：２億円
農業を営む任意団体（集落営農組織）：２億円
農業参入法人：１億５千万円
共同：１５億円

融資率

８０％（認定農業者、集落営農組織は１００％）

④ 農業改良資金

対象事業

みどりの食料システム法、６次産業化法の認定を受けた農業者等が農業の改善を目的として創意と自主性を活かしつつ、農畜産物の加工や新作物に取り組む場合、あるいは新技術の導入などにチャレンジすることを支援するため、無利子の農業改良資金を貸し付けることにより、農業経営の安定及び農業生産力の増強に資する。

（１）施設の改良、造成又は取得に必要な資金
（２）永年性植物の植栽又は育成に必要な資金
（３）家畜の購入又は育成に必要な資金
（４）農地又は採草放牧地の排水改良、土壌改良その他作付条件の整備に必要な資金
（５）農地又は採草放牧地について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金
（６）農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する賃借の全額を一時に支払うのに必要な資金
（７）能率的な農業技術又は経営方法の取得のための研修資金
（８）品種の転換を行うのに必要な資金
（９）農畜産物の需要を開拓するための新たな農畜産物の加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金
（10）営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
（11）（５）から（10）に掲げるもののほか、農業経営の改善に必要な農薬費その他の費用（種苗費、肥料代、燃料費等、雇用労賃及び機械・施設の修繕費をいい、農業改良措置の導入に係る初度的な経費に限るもの）に充てるのに必要な資金

貸付利率
無利子
償還期間
１２年以内（内据置３年又は５年以内）
貸付限度額
個人：５千万円　　法人：１億５千万円
融資率
１００％

⑤ 農業経営負担軽減支援資金（農業負債整理）

対象事業
営農に必要な資金を借り受けたために生じた負債の借り換え。ただし、当該負債が制度資金である場合には、貸付利率が年５％以下のものは対象とならない。
貸付利率
１．７０％（令和７年３月１９日現在）　基準金利：２．９５％
償還期間
通常１０年以内　特認１５年以内　（内据置３年）
貸付限度額
営農負債残高

⑥ 青年等就農資金

貸付対象者
新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から青年等就農計画の認定を受けた者（認定新規就農者） ※青年等：４５歳未満、知識・技能を有するもの（６５歳未満） これらの者が役員の過半数を占める法人 ※農業経営を開始してから一定期間（５年）以内のものを含み、認定農業者を除く
資金の用途
施設・機械：農業生産用の施設及び機械、処理加工施設、販売施設 果樹・家畜等：家畜の購入費、果樹や茶葉の新植及び改植費、育成費 借地料：農地の借地料や施設・機械のリース料の一括払い等 経営費：経営開始に伴って必要となる資材費等 ※農用地の取得は対象外
貸付条件
限度額：３，７００万円（特認限度額１億円） 返済期間：１７年以内（内据置期間５年以内） 年利率：無利子 担　保：実質的な無担保（原則として、融資対象物件のみ） 保証人：実質無担保・無保証人
貸付機関
株式会社日本政策金融公庫

４．農地の集約

① 玉名市農地集約化促進事業

農業の生産性の向上及び作業効率化を図ることを目的に農地集約を行った者に対し、補助金を交付する。

補助対象農地は、

（１） 農地法の規定による所有権移転（相続除く）又は５年以上の賃借権及び使用貸借権の設定
（２）農地中間管理法の規定による５年以上の農地中間管理権の設定
上記２点のいずれかを満たした以下の農地になります。
（１）地域担い手が耕作している筆に畦畔で接続する農地及び耕作放棄地
（２）地域担い手が耕作している筆に農道又は水路等を挟んで隣接する農地及び耕作放棄地
（３）地域担い手が耕作している筆に各々一隅で接続する農地及び耕作放棄地
補助対象者は、
【借り手（譲受人）】地域計画に位置付けられている中心経営体、認定農業者、認定新規就農者（市内に所在地又は住所を有する者）
【貸し手（譲渡人）】集約のために耕作者の変更を行う農地所有者又は変更前耕作者（市内に所在地又は住所を有する者）
補助金は、以下に定めるものとし、対象農地につき１回限りとする。

（10a 当たり）

区分	地目	助成金		備考
			耕作放棄地の場合	
借手（譲受人）	田、畑、樹園地	10,000 円	13,000 円	助成金の1,000円未満の端数は、切り捨てる。
貸手（譲渡人）	田、畑、樹園地	7,000 円	10,000 円	

② 玉名市天水地区農地集約化促進事業

農業の生産性の向上及び作業効率化を図ることを目的に天水地区において農地集約を行った者に対し、補助金を交付する。
補助対象農地は、
（１）農地法の規定による所有権移転（相続除く）又は５年以上の賃借権及び使用貸借権の設定
（２）農地中間管理法の規定による 5 年以上の農地中間管理権の設定
（３）基盤法の規定による 5 年以上の利用権の設定
上記 2 点のいずれかを満たした以下の天水地区の農地になります。
（１）地域担い手が耕作している筆に畦畔で接続する農地及び耕作放棄地
（２）地域担い手が耕作している筆に農道又は水路等を挟んで隣接する農地及び耕作放棄地
（３）地域担い手が耕作している筆に各々一隅で接続する農地及び耕作放棄地
補助対象者は、
【借り手（譲受人）】地域計画に位置付けられている中心経営体、認定農業者、認定新規就農者（市内に所在地又は住所を有する者）
【貸し手（譲渡人）】集約のために耕作者の変更を行う農地所有者又は変更前耕作者
補助金は、以下に定めるものとし、対象農地につき１回限りとする。

（10a 当たり）

区分	地目	助成金		備考
			耕作放棄地の場合	
借手（譲受人）	田、畑	12,000 円	15,000 円	助成金の 1,000 円未満の端数は、切り捨てる。
	樹園地	15,000 円	18,000 円	
貸手（譲渡人）	田、畑	12,000 円	15,000 円	
	樹園地	15,000 円	18,000 円	

③ 農地中間管理事業

農地中間管理事業は、「高齢化」や「後継者がいない」などの理由で耕作できない農地を借り受け、担い手農家に貸し付ける国の制度です。 農地中間管理機構（熊本県農業公社が農用地等の中間的受け皿となり、農用地等の有効利用や担い手への集積・集約化を進めるための事業です。

市町村（農業委員会）は機構の窓口となり、農地の貸し借りの相談、手続きの受付け等を行います。

④ 機構の特例事業

離農農家や規模縮小農家等から農地中間管理機構が農地を買い入れて、規模拡大等による経営の安定化を図ろうとする農業者に対して、農地を効率的に利用できるよう調整等した上で、 農地の売渡しを行う事業です。

５．農業者年金

農業者年金は、国民年金の第１号被保険者（免除除く）で、年間６０日以上農業に従事する２０歳以上６０歳未満の人であれば誰でも加入できます。（国民年金の付加年金４００円／月への加入が必要）また、令和４年５月より、６０歳以上６５歳未満で農業に従事する国民年金任意加入被保険者も農業者年金に加入できるようになります。

国民年金任意加入被保険者とは、国民年金の保険料納付済期間が４８０月（４０年）に満たない６０歳以上６５歳未満の方で、国民年金に任意で加入している方です。

① 農業者年金保険料の控除対象

支払った農業者年金及び国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象（民間の個人年金の場合は、控除額の上限は５万円）となり、更に将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となります。

■ 保険料支払いによる節税効果の試算（所得税・住民税）

課税所得金額	税率	月額２万円 年間 24 万円の場合	月額 6 万 7 千円 年間 80 万 4 千円の場合
195 万円以下	15.1%	36,000 円	121,000 円
195 万円超～330 万円	20.2%	48,000 円	162,000 円
330 万円超～695 万円	30.4%	73,000 円	244,000 円

※Ｒ７年度国民年金保険料：17,510 円／月×12 か月＝210,120 円／年

② 農業者年金保険料の国庫補助　（保険料補助の３つの要件）

ア　６０歳までに２０年以上の加入が見込まれる人。

イ　必要経費等を控除した後の農業所得が９００万円以下であること。

ウ　次表の区分１～５のいずれかに該当する人。

区分	必要な要件	年齢	国が補助する額	自己負担する保険料の額
1	認定農業者で青色申告者（法人は不可）	35 歳未満	10,000 円	10,000 円
		35 歳以上	6,000 円	14,000 円
2	認定新規就農者で青色申告者	35 歳未満	10,000 円	10,000 円
		35 歳以上	6,000 円	14,000 円

３	区分１又は２の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は後継者	35 歳未満	10,000 円	10,000 円
		35 歳以上	6,000 円	14,000 円
４	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で、３年以内に両方を満たすことを約束した者	35 歳未満	6,000 円	14,000 円
		35 歳以上	4,000 円	16,000 円
５	３５歳まで（２５歳未満の場合は１０年以内）に区分１の者となることを約束した後継者	35 歳未満	6,000 円	14,000 円
		35 歳以上	―	20,000 円

※保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は２万円で固定されます。
（保険料の補助が受けられる期間：最長２０年間）

エ　３５歳未満であれば要件を満たしているすべての期間。

オ　３５歳以上であれば１０年以内。
通算して最長２０年間（補助額は最高２１６万円）

★農業者年金に加入した場合の受給額（年額）の試算 ～保険料月２万円の場合～

加入年齢	納付期間	性別	保険料国庫補助のない加入の場合		保険料の国庫補助を受ける加入の場合			
			保険料本人負担額総額	農業者老齢年金支給額（年間）	保険料本人負担額総額	支給総額（年間）	農業者老齢年金支給額	特例付加年金支給額
２０歳	４０年	男性	９６０万円	７６万円	７４４万円	７７万円	５５万円	２３万円
		女性		６４万円		６４万円	４６万円	１８万円
３０歳	３０年	男性	７２０万円	５０万円	５８８万円	５１万円	３９万円	１２万円
		女性		４３万円		４３万円	３３万円	９万円
３５歳	２５年	男性	６００万円	４０万円	５２８万円	４０万円	３４万円	６万円
		女性		３３万円		３３万円	２９万円	５万円

※上のケースは保険料月額２万円で加入し、６５歳までの運用利回りが２．５%、６５歳以降の予定利率が０．３０%となった場合の試算です。予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ令和４年度は、０．３０%です。

保険料の国庫補助を受ける加入の場合、６５歳からの老齢年金と経営継承後の特例付加年金の２本立てになります。農業者年金は納付された保険料と運用益を原資として年金額が決まります。若い時から加入することで少ない月々の負担でも、二段構えで老後生活に備えられます。

６．補助事業

① 玉名市農業機械等整備事業（市）

【申請期間】・機械導入、施設の設置
令和７年４月７日（月）から令和７年５月１６日（金）
・ドローン技能認定
令和７年４月７日（月）から令和８年３月３１日（火）
※８時３０分から１７時まで（ただし、１２時から１３時は除く）

【申請場所】玉名市役所　本庁舎２階　農業政策課　農業振興係（電話：75－1126）
・申請者が農業政策課へ持参して申請すること。（郵送での申請不可）
※書類は記入し、添付書類、資料を全て揃えた状況で申請すること。

【必要書類】※様式は窓口配布又はＨＰからダウンロードして規定様式に記入
申請に必要な書類
① －１　補助金交付申請書
② －１　収支予算書
③ －１　農業機械等整備事業計画書
添付書類・資料
・　見積書（３社分・最低見積額採用での申請）　※カラーコピー不可。
・　カタログ（１部）　※申請対象に印をつける。
・　通帳表紙裏見開きのコピー　※必ずコピーを持参すること。
・　申請者の「住民票」及び市税の「滞納のない証明書」（本庁市民課または岱明・横島・天水支所市民生活課にて取得。）

【補助率・補助限度額・補助要件等】※申請対象により、内容が異なるので要確認

補助対象事業		補助率	補助金限度額	申請時の補足書類	補助要件等
果樹関係	スピードスプレーヤ	25%以内	210 万円	作業道の平面図	・申請者は認定農業者であること（団体等の場合は、認定農業者が１人以上含まれること。）また、認定新規就農者も含む。 ・ｽﾋﾟｰﾄﾞｽﾌﾟﾚｰﾔ導入については、可動できる園地の耕作面積が３ha 以上であること。 ・当事業で導入した表示を行うこと。
施設園芸関係	ハウス外部自動開閉装置	25%以内	28 万円	施設の平面図	・申請者は認定農業者であること（団体等の場合は、認定農業者が１人以上含まれること。）また、認定新規就農者も含む。ただし、防油堤については、この限りでない。 ・防油堤設置箇所で、自己所有地でない場合は、所有者からの同意書が必要。 ・省力化防除機は、当事業で導入した表示を行うこと。
	ハウス内部自動開閉装置		28 万円		
	防油堤		5.6 万円/箇所		
	省力化防除機		28 万円		

普通作関係	トラクター、コンバイン、田植機、乗用管理機（防除機）	25%以内	350 万円	・④受託組合員等名簿（団体等の場合） ・⑤-1 小作計画書・作業受託計画書（農地基本台帳添付） ・団体規約	・申請者は認定農業者であること（団体等の場合は、認定農業者が１人以上含まれること。）また、認定新規就農者も含む。 ・申請する経営体の自作地を含む面積（小作地は利用権設定又は、農地法３条により借り入れた土地に限る。）が５ha（団体等の場合は１０ha）以上あること。 ・機種ごとに別途要件説明あり。 ・当事業で導入した表示を行うこと。
	農薬散布用ドローン		84 万円		
共通	自走式動力噴霧器	25%以内	21 万円		・申請者は認定農業者であること（団体等の場合は認定農業者が１人以上含まれること。）また、認定新規就農者も含む。 ・当事業で導入した表示を行うこと。
	その他トラクター		70 万円		
	ドローン技能認定		5 万円	領収書又は入校が分かる書類	・申請者は農業者であること（個人での申請に限る。）

※補助対象機種（施設）は、掲載しているもののみ。
（玉名市農業機械等整備事業実施要綱による。）

【注意事項】

・申請者（事業主体）は、申請時に住所を玉名市内に有し、かつ継続して６ヶ月以上在住している人が対象。
・予算の範囲内（予算額３０，０００千円）で補助金を交付します。なお、ドローン技能認定については、この中から３０万円を予算額とし先着順に受付を行い、予算が無くなり次第事業終了とする。
・申請件数、金額により補助額が変動する。
（平成２８年度から補助率を一律２５％以内とする。）
・国、県補助事業の対象となったものについての重複申請は不可。
・令和５年度から令和７年度までの１戸又は１団体当たりの補助限度額は３５０万円となっており、限度額以上の補助は受けられない。
・補助金の１，０００円未満の端数は切捨て。
・中古の機械（実演機含む）は、補助対象外。
・過去に当事業にて補助を受けた機械の法定耐用年数内【７年間】（平成３０年度以降申請分）は同種機械の申請は不可。
※平成２０年度税制改正による。
※その他トラクターについても過去導入のトラクターと同種機械とする。
・コンバイン・田植機・乗用管理機・農薬散布用ドローンについては、団体等のみ作業受委託証明で申請可能。
・農薬散布用ドローンについては、国土交通省へ航空法に基づく飛行の許可・承認の申請を行い、許可・承認を受けること、散布実施計画及び実績報告を提出することが条件とする。
・トラクターについては、農地基本台帳での申請に限る。なお、その他トラクターについての面積要件はなし。
・原則として補助対象は標準装備とし、付属品については個々の内容により生産性向上が見込まれると判断された場合はその限りではありません。
・ハウス内部及び外部自動開閉装置（レール含む）のみ補助の対象になります。（被

覆材・カーテンは資材扱いになり含みません。）
・ハウス自動開閉装置はモータまでを装置とし、補助の対象になります。（設置に係る費用は含みます。）
・前年度に申請の取下げを行った方は、翌年度の申請はできません。
・『事業費』とは、購入（設置）にかかる見積額（製品代＜設置費＞）を指します。（消費税込み）
・『補助申請額』の算定は、見積額から消費税を除いた部分で算定してください。
・【トラクター、コンバイン・田植え機、乗用管理機】は『小型特殊自動車』の農耕作業車であり、軽自動車税が課税されます。（道路運送車両法施行規則別表第１ による。※公道走行の有無を問わず課税される。）機械取得時に申告し、ナンバープレートの交付を受けてください。（無申告は、法律違反です。）【平成２８年度から税額２，４００円に改正（地方税法）】
・農薬散布用ドローンは、航空法その他関係するガイドライン、運用等に従い使用すること。
・償却資産課税対象となる「機械」「施設」については、適切な申告を行うこと。

② 玉名市天水地区農業機械等整備事業（市）

【申請期間】６月中旬から翌年３月末日まで
【申請場所】玉名市役所　農業政策課　農業振興係（電話：75-1126）
玉名市農業機械等整備事業の交付決定通知書を持参して申請
【対 象 者】玉名市農業機械等整備事業の交付決定を受けた者で、天水地区において農業機械を新たに取得した者及び農業用ハウス整備に関する設備を新たに取得した者
【補 助 額】玉名市農業機械等整備事業の交付決定額の２０％以内

③ 強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）（国）

【時　期】例年７月下旬～８月下旬に次年度事業の要望調査
【場　所】玉名市役所　農業政策課　農業振興係（電話：75－1126）
・生産技術高度化施設（低コストハウス耐候性ハウス整備）
【補助率】：１／２以内
ハウス定義：耐風性５０ｍ／ｓ（平成２５年より条件付きで３５ｍ／ｓに緩和）。緩和条件は、地域における過去最大瞬間風速が３５ｍ／ｓ未満であること（玉名市の過去最大瞬間風速は３７．２ｍ／ｓ）。
【採択要件】
ア　営農集団（常時従事者（原則年間１５０日以上）が５名以上であること）
イ　品質向上、コスト削減などの成果目標で設定すること
ウ　総事業費が５千万円以上（県知事特認で５千万円未満でも実施可）
エ　露地野菜１０ｈａ、施設野菜５ｈａ等面積要件を満たしていること
【共同要件】
ア　栽培管理作業（育苗、播種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等）のうちいずれかを共同で行う。
イ　共同出荷
ウ　資材（肥料・農薬等）の共同購入
エ　台帳整理
オ　所有の明確化
カ　共同での管理運営

④ 農地利用効率化等支援交付金（国）

【時　期】例年７月上旬～翌年８月中旬に次年度事業の要望調査
【場　所】玉名市役所　農業政策課　担い手支援係（電話：75－1126）
【対象者】地域計画に位置付けられた農業者（認定農業者、認定新規就農者）
　認定農業者等が、農業機械・施設の導入等を行なう場合に、投資費用の３割を助成する事業。農業機械、施設等の取得にかかる資金を金融機関等から借り入れ、残りの自己負担分に対して補助されるもので、経営改善目標を設定し、原則３年以内に目標達成する必要がある。採択制であり希望すれば必ず受けられる事業ではない。
【補助率】助成対象経費の１０分の３

■ **ポイント表…実績に応じ加点（全国競争ポイント）**

項目	取組の内容	点数
①付加価値額の拡大	直近年の付加価値額を参照	現状ポイント １～２点 目標ポイント １～５点
②経営面積の拡大	目標年度に現状より経営面積の拡大を行うもの。	１～５点
③労働時間の短縮	栽培技術等の改善、作業の効率化等による農作業の一部又は全部の労働時間について目標年度までに 10%以上削減すること。	１～３点
④経営管理の高度化	・現在又は目標年度までに法人化する。 ・国際水準ＧＡＰの認証を取得している。 ・農業版事業継続計画（BCP）を策定している。 ・現在又は目標年度までに青色申告を行う。 ・有機ＪＡＳの認証を受けている又は目標年度までに認証を受けている面積を拡大する。（新規で認証を受ける場合も含む。）	１～６点
⑤新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後５年度以内の者である。ただし、認定新規就農者に限る。	２～５点
⑥農業者の育成	農業研修生（国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。）を受け入れている。	１～２点
⑦女性の取組	以下のいずれかの取り組みである ア　女性農業者（自らが農業経営を行っている。又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者） イ　代表者が女性であるか、役員又は構成員のうち女性が５割以上の法人若しくは任意組織 ウ　法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が該当部門の責任者であるもの。	３点
⑧輸出事業計画との連携	助成対象者又は助成対象者が所属する団体等が策定した輸出事業計画の認定がされており、導入する機械等がその計画の取組内容に関連するものであること。	１点

■ 個人目標…３年以内に達成すべき目標（必須目標とは別に１項目以上選択）

目標項目	目標水準（事業実施年度の翌々年度の姿）
必須目標 ① 付加価値額の拡大	付加価値額（収入総額から費用総額を控除した額に人件費（専従者は除く）を加算した額をいう。以下同じ。）の拡大に取り組む。
選択目標 ②農産物の価値向上	新品種の導入、栽培管理技術の改善等による農産物の品質の向上、加工や契約栽培等の新たな販売方式の導入等により農産物の価値向上に取り組む。又は、輸出（他の事業者との連携を含む。）、異分野の事業者との連携等により農産物の新たな市場の開拓等に取り組む。
③単位面積当たりの収量の増加	新品種の導入、栽培管理技術の改善等による単位面積当たりの収量の増加に取り組む。
④経営コストの縮減	栽培管理技術の改善、作業の効率化、生産資材の効率利用等により経営コスト（農産物の生産・流通その他経営に係るコストを含む。）の縮減に取り組む。
事業関連取組目標 ⑤経営面積の拡大	利用権の設定等又は農作業の受託をして現状より総経営面積の拡大を行う。
⑥労働時間の縮減	栽培・管理技術の改善、作業の効率化等により、農作業の一部又は全部の労働時間の削減に取り組む。
⑦経営管理の高度化	ア　農業経営の法人化を行う。 イ　青色申告承認申請書を提出し、青色申告を行う。 ウ　有機 JAS の認証を受けている面積を拡大する。
⑧他産業との連携	ア　生産・加工・販売の一体化を行う。 イ　異分野の事業者と連携し生産現場のＩＣＴ・ＩＯＴ活用、物流の効率化、外食産業や小売業者等との契約栽培等の経営の高度化を行う。

■ 個人目標に対する資料対策…目標設定時及び毎年６月報告時に提出

成果目標項目	事後評価の検証方法
必須目標 ①付加価値額の拡大	確定申告書、会計帳簿等による付加価値額の確認
選択目標 ②農産物の価値向上	営農、栽培、加工販売の実態を証する書類、有機 JAS 等の認証を証する書類、取組の実践に必要な諸資材等の購入を証する書類等
③単位面積当たりの収量の増加	出荷伝票、データ等
④経営コストの縮減	確定申告書等
事業関連取組目標 ⑤経営面積の拡大	農地基本台帳、利用権設定関係書類、農作業受委託契約書及び現地調査による確認
⑥労働時間の縮減	作業日報、営農計画書（農作業時間削減計画書）等
⑦経営管理の高度化	法人登記簿、法人化計画書、GLOBALG.A.P.又は ASIAG.A.P の認証書、「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」　等
⑧他産業との連携	「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」に基づく認定を受けた事業計画、青色申告書、その他取組が解る書類 中小企業等協同組合法に基づく組合の定款等、連携同意書、事業実施計画書、異分野の事業者との契約書　等

⑤ 産地生産基盤パワーアップ事業（国）

【時　期】例年１月～３月の間で国要望調査あり(事業メニューにより異なる)
（県要望調査が７月～８月にあり、国要望調査前に県要望を行う必要あり）
【場　所】玉名市地域農業再生協議会（電話：75-1126）
（玉名市役所　農業政策課　農業振興係）
【対象者】地域一丸となって収益力強化に取り組む産地で、主体となる農業者団体等
【要件等】
（１）産地の設定
産地の範囲、現状と課題、今後の展望を整理する。
（２）面積要件
水稲５０ｈａ、麦３０ｈａ、大豆２０ｈａ、果樹１０ｈａ、露地野菜１０ｈａ、施設園芸５ｈａ、ばれいしょ２５ｈａなど
（３）取組目標
取組の２年後までに以下の８つのうち一つを必ず達成する必要がある。
①生産コスト又は集出荷・加工コストの１０%以上の削減
②販売額又は所得額の１０%以上の増加（１０a あたり）
③契約栽培の割合の１０%以上の増加、かつ契約栽培率が５０%以上とする
④需要減が見込まれる品目・品種から需要が見込まれる品目・品種への転換率１００%
⑤直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量または出荷額の１０%以上の増加
⑥輸出の新規取組又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合５%以上又は輸出向けの年間出荷量１０トン以上
⑦労働生産性の１０%以上の向上
⑧農業支援サービス事業体の利用割合の１０%以上の増加かつ５０%以上とすること

【助成対象】
（１）整備事業　集出荷貯蔵施設、低コスト耐候性ハウスの建設
（２）生産支援事業 農業用機械リース、生産資材の導入、ヒートポンプ等省エネ機器の導入
※対象外　汎用性の高いもの、５０万円未満の機械等、毎年度交換する必要がある資材、他の国庫補助が関係するもの　等
【補助率】
事業費の２分の１以内
【注意事項】
上記の取組に参加するには以下の点に注意する。
（１）産地の収益力強化が目的なので、目標の達成には取組者以外の農家のデータを含めた内容で達成する必要がある。
（２）既に産地化している作物と地域で重複した申請ができないので、取り組む場合は、近隣の農家との協議が必要。
（３）要望調査の後、すぐにヒアリングが実施されるので、根拠資料など具体的な書類の提出が必要となる。そのため、要望調査の前に、早めの相談が必要。
（４）目標が達成されない産地が発生した場合は、次年度以降の取組ができなくなるので、必ず達成できる目標で取り組む。
（５）低コスト耐候性ハウスの建設を行った場合、事業完了後６年以内に整備圃場の畑地化が必要。

⑥ 攻めの園芸生産対策事業（県）

【時　期】例年３月下旬から４月上旬
【場　所】玉名市役所　農業政策課　農業振興係（電話：75-1126）
【対象者】野菜・果樹・花き生産で次の要件を満たしていること。
（１）攻めの園芸実践プランを策定した地域であって、かつその具現化に資する内容であること。
（２）受益戸数は３戸以上あること。
（３）受益者は認定農業者等地域農業の担い手であること。
（４）熊本県野菜・果樹・花き農業振興計画に掲げてある振興品目を対象とする。
※但し、中山間農業モデル地域支援事業の取り組み品目については対象とする。
（５）整備対象とする施設・機械等は国庫事業の採択基準を満たさないものとする。
（６）施設・機械等の規模は概ね次のとおりとする。
（ア）ＰＱＣ生産支援事業
Ａ　①品質向上対策　②生産力向上対策　③コスト低減対策
（野菜・果樹３０ａ以上、花き２０ａ以上）
１．施設の整備に要する経費　　補助率：１／３以内
（ベンチ・ベッド施設、養液土耕施設、カーテン施設、換気施設等）
２．機械の導入に要する経費　　補助率：１／３以内
（スマート農業関連機器、播種機、移植機、中耕管理機、
土壌改良機、粉砕機、剪定機等）
Ｂ　小規模土地基盤整備（５０ａ以上）
１．さく井、関連施設、園地までの配管にかかる経費　補助率：１／２以内
２．果樹の新植及び果樹の改植にかかる経費　補助率：１／２以内
（イ）気象災害対策
１．施設の整備に要する経費　　補助率：１／３以内
（耐風性ハウス施設、防風施設、ハウスの補強等）

⑦ 果樹経営支援対策事業（国・県）

【時　期】例年２月下旬～３月中旬
【場　所】ＪＡたまな生産部会員は、天水供給センター果樹担当
または、ＪＡたまな本所果樹課、
上記以外の方は玉名市役所　農業政策課　農業振興係（電話：75-1126）
※面談・審査のうえ受理しますので、必ず実施者本人が申請してください。
【対象者】玉名市内に住所を有する玉名市認定農業者のうち、人・農地プランに位置付けられた農家、または１年以内に位置付けられることが確実と見込まれる農家。※このうちＪＡたまな果樹部会員は６０代までの農家、または６０代までの後継者のいる農家
【対象園】農業振興地域内の農用地区域内のみ
※実施面積の下限は、改植、新植、高接ぎの場合、一筆地続きで２ａ（２００㎡）以上。その他の定率事業は、一筆地続きで１０ａ（１，０００㎡）
【対象事業】
（１）改植
補助率：定額２３万円／１０ａ＋未収益機関の補助２２万円／１０ａ
（転換先が落葉果樹の場合：定額１７万円／１０ａ＋未収益期間の補助２２万円／１０ａ）
（２）新植
補助率：定額２１万円／１０a＋未収益機関の補助２２万円／１０a
（転換先が落葉果樹の場合：定額１５万円／１０a＋未収益期間の補助）
（３）高接ぎ

補助率：定率　事業費の１／２以内

（４）園内道整備

補助率：定率　事業費の１／２以内

※原則、収入保険又は果樹共済に加入していることが条件。
また、耕作面積の 8 割以上が玉名地域の推奨品種であること。

（５）かん水施設整備

補助率：定率　事業費の１／２以内

※原則、収入保険又は果樹共済に加入していることが条件。
また、耕作面積の 8 割以上が玉名地域の推奨品種であること。

（６）防霜・防風施設整備

補助率：定率　事業費の１／２以内

※原則、収入保険又は果樹共済に加入していることが条件。
また、耕作面積の 8 割以上が玉名地域の推奨品種であること。

（７）省力樹形型根域制限栽培

（改植）補助率：定額１１１万円／１０a＋未収益期間の補助２２万円／１０a
（転換先が落葉果樹の場合：定額１００万円／１０a＋未収益期間の補助２２万円／１０a）
（ジョイント栽培の場合：定額３３万円／１０a＋未収益期間の補助２２万円／１０a）

（新植）補助率：定額１０８万円／１０a＋未収益期間の補助２２万円／１０a
（転換先が落葉果樹の場合：定額９９万円／１０a＋未収益期間の補助２２万円／１０a）
（ジョイント栽培の場合：定額３２万円／１０a＋未収益期間の補助２２万円／１０a）

（８）未来型果樹農業等推進条件整備

水田等に新植し新たな産地を作る「１.新産地育成型」と、中山間地等の既存産地を改植・新植する「２．既存産地改良型」があり、両方とも概ね２ｈａ以上の面積で導入する場合に支援対象となります。地域や組織で新たな産地化を検討される場合は申し出ください。

【注意事項】

・【対象事業】（４）、（５）及び（６）については、申請していただいた後に、産地生産基盤パワーアップ事業へ切り替わる可能性があります（事業メニューについては本事業と同じ）。ですので、産地生産基盤パワーアップ事業の要件（申請者が耕作している全ての園地の内、8 割以上が地域の推奨品種であること）を満たしていることを要件とさせていただきます。

⑧ 天水地区果樹産地生産基盤強化推進事業（市）

【時　期】８月下旬～

【場　所】玉名市役所　農業政策課　農業振興係（電話：75-1126）

【対象者】玉名市内に住所を有する、人・農地プランに位置付けられた農家、または共同販売を行うＪＡたまな果樹部会員とし、果樹経営支援対策事業及び、果樹未収益期間支援事業（改植、新植の取組）並び果樹経営支援対策事業（園内道の整備等果樹園理の整備）を行い事業の交付決定を受けた者。

【対象取組】天水地区にて行われる、次のいずれかに該当する取組とする。

① 優良品種への改植又は新植の取組
② 園地整備（園内道の整備、用水・かん水施設の整備及び防風設備の整備等）

【補助額及び補助率】

（１）玉名地域果樹産地協議会の果樹産地構造改革計画にて、推奨品種として登録

されている品種（以下「推奨品種」という。）のうち、温州みかん又は中晩柑の品種への改植の取組をした場合　１反当たり４５千円
（２）温州みかん又は中晩柑において、推奨品種への新植の取組をした場合　１反当たり４３千円
（３）なし、ぶどう、くり、もも、すもも、うめ、かき又はキウイにおいて、推奨品種への改植の取組をした場合　１反当たり３９千円
（４）なし、ぶどう、くり、もも、すもも、うめ、かき又はキウイにおいて、推奨品種への新植の取組をした場合　１反当たり３７千円
（５）推奨品種が作付けしてある園地において園地整備の取組をした場合　各補助事業交付額の１／２

⑨ 経営継承・発展支援事業（国・市）

【時　期】例年６月ごろ
【場　所】玉名市役所　農業政策課　担い手支援係（電話：75-1126）
【助成額】国１／２、市１／２　１００万円上限
【対象者】令和６年１月１日から経営発展計画の提出時までに中心経営体等である先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けていること（先代の廃業届、後継者の開業届、確定申告書等により確認）
※法人の場合は、法人登記、定款又は規約による確認ができること
【対象経費】中心経営体から経営を継承した後継者が、その経営を発展させるための経営発展計画に基づいて実施する取組に必要な経費
【要　件】・本事業に取り組むことで、先代の経営からの付加価値額（収入－支出＋雇用費）の拡大及び地域貢献として経営面積の拡大又は常時雇用者数の増加を目標年度（３年度目）に設定できること
・先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと
・税務申告等を本事業による助成を受けようとする者の名義で行っていること
・青色申告者であること
・家族農業経営である場合は、家族経営協定を書面で締結していること
・策定した経営発展計画の達成が実現可能であると見込まれること
・地域の農地等を引き受けるなど地域農業の維持や発展に貢献する強い意欲を有している者
・主宰権の移譲を受けた日より前に農業経営を主宰していないこと
・農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業：経営開始型）に係る資金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと
・経営開始資金、経営発展支援事業の交付を受けておらず、かつ過去に受けていないこと
・法人の場合は、法人登記簿や定款等で主宰権継承が確認できること
・本事業によって行う取組と同一内容の取組を行おうとするために、本事業以外の国（独立行政法人等を含む。）が助成する事業（補助金、委託費等。ただし、融資に関する利子助成措置を除く。）の採択、交付決定を受けていないこと

⑩ 耕作放棄地解消事業（県・市）

【時　期】随時
【場　所】玉名市役所　農業政策課　担い手支援係（電話：75-1126）
【交付額】県：再生３万円／１０ａ　営農定着１万円／１０ａ
市：１万円／１０ａ
【対象者】県：事業実施後、５年以上耕作を行う地域計画に位置づけられた農業を担

う者。
市：県事業を受けることが決定した者であって、市内に住所を有する者。
【対象農地】農地中間管理機構を介して権利の設定を行った農地
農業振興地域内の１号遊休農地（自己所有地以外）

⑪ 新規就農者育成総合対策（国・県）

（１）経営発展支援事業（国・県）

【事業内容】就農後の経営発展のために、県が機械・施設等の導入を支援する場合、県支援分の２倍を国が支援（事業採択方式）
【時　期】随時（青年等就農計画認定後（新規就農の認定）で要件を満たす場合）
【場　所】玉名市役所　農業政策課　担い手支援係（電話：75-1126）
【対象者】４９歳以下で令和６年度又は令和７年度中に農業経営を開始する認定新規就農者であって、県から支援を受ける者
【支援額】県支援分の２倍を国が支援（国の補助上限１／２）
例：国１／２、県１／４、本人１／４
※補助対象事業費上限１，０００万円
※上限額を超える費用については本人負担
例：２，０００万円の事業（１，０００万円上限）
国５００万円、県２５０万円、本人１，２５０万円
※（２）「経営開始資金」の交付対象者は、補助対象事業費上限５００万円
例：国２５０万円、県１２５万円、本人１２５万円
【対象経費】機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料等
※初期投資的な経費
※軽トラ、フォークリフト等の汎用性の高いもの、運転資金は除く
【要　件】
（ア）親元就農者は、親の経営に従事してから５年以内に継承した者であること
※親が農業経営を行っている場合、原則、親元就農者の扱いとなる
（イ）次の要件を満たす独立・自営就農であること
Ａ．農地の所有権、利用権を有する
Ｂ．主な機械、施設を所有又は借りていること
Ｃ．本人名義で出荷、取引すること
Ｄ．本人名義の通帳及び帳簿で経営収支を管理すること
（ウ）農業で生計が成り立つ計画（親元就農者は、継承する経営を発展させる計画（売上１割増等））を立てること
（エ）目標地図に位置付けられていること、又は位置づけられることが確実と見込まれること。
（オ）生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと
（カ）本人負担分について融資を受けること（一部でも可）
【特　例】
（ア）夫婦で農業経営を開始し、要件を満たせば、補助対象上限額に 1.5 を乗じて得た額を上限に交付する。

（２）経営開始資金（国）

【事業内容】新たに経営を開始する者に対して資金を助成
【時　期】随時（要件を満たした時）
【場　所】玉名市役所　農業政策課　担い手支援係（電話：75-1126）
【対象者】経営開始時に４９歳以下の認定新規就農者
【支援額】１２．５万円／月（１５０万円／年）　最長３年間
【要　件】
（ア）親元就農者は、親の経営に従事してから５年以内に継承し、独立自営就農し

た者であり、交付期間中に経営の多角化、新技術の導入等経営発展に向けたリスクのある取組を行う者
※親が農業経営を行っている場合、原則、親元就農者の扱いとなる
※リスクのある取組については以下のとおり
・生産性、収益性の向上に資する新技術の導入
・経営の複合化、収益性の高い作目への転換
・新たな販路の開拓や直売、輸出等への取組
・農産物加工の取組
・上記に準ずる経営の改善、発展に向けた取組

（イ）次の要件を満たす独立・自営就農であること
Ａ．農地の所有権、利用権を有する
Ｂ．主な機械、施設を所有又は借りていること
Ｃ．本人名義で出荷、取引すること
Ｄ．本人名義の通帳及び帳簿で経営収支を管理すること

（ウ）経営開始計画が５年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
自らの生産に係る農産物を使った関連事業（加工品製造や農家レストラン等）も含む）

（エ）交付期間終了後、交付期間と同期間以上営農を継続すること

（オ）目標地図に位置付けられていること、又は位置づけられることが確実と見込まれること。

（カ）生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと

（キ）前年の世帯全体の所得が６００万円未満であること

（ク）農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）（経営開始型）を受けていないこと

【特　例】

（ア）夫婦で農業経営を開始し、要件を満たせば、補助対象上限額に 1.5 を乗じて得た額を上限に交付する。

（イ）複数の認定新規就農者が法人を設立して共同経営を行う場合は、それぞれに交付する

【停止要件】

（ア）前年の世帯全体の所得が６００万円を超えた場合（交付金含む）

（イ）経営開始計画を実行するための必要な作業を怠った場合

（ウ）就農状況報告（毎年７月と１月）を行わなかった場合

【返還要件】

（ア）虚偽の申請等を行った場合

（イ）交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合

（３）就農準備資金（国）

【事業内容】研修期間中の研修生に対して資金を助成

【時　期】研修先で指導（研修開始１か月前までに申込み）

【場　所】玉名地域振興局　農業普及・振興課（電話：74-2135）

【対象者】県が認めた研修機関、先進農家、先進農業法人で研修を受ける就農希望者
※目標地図への位置付けは不要
（県の認定を受けたＪＡたまなが指定する先進農家での研修も可能）

【支援額】１２．５万円／月（１５０万円／年）　最長２年間

【要　件】

ア　就農予定時の年齢が原則４９歳以下

イ　独立・自営就農、雇用就農又は親元就農すること
※独立・自営就農者については、就農後５年以内に青年等就農計画の認定（認定新規就農者）又は農業経営改善計画の認定（認定農業者）を受け

ること
※親元就農者は、家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割を明確にすること並びに就農後５年以内に経営継承する又は独立・自営就農すること

ウ　研修計画が以下の基準に適合していること
・県が認めた研修機関で１年以上（年間１５０日かつ１，２００時間）研修すること
・先進農家、先進農業法人で研修を受ける者にあっては次の要件を満たすこと
Ａ　研修先の経営主が親族（三親等以内）ではないこと
Ｂ　研修先と過去に雇用契約を結んでいないこと（短期のパート等は除く）

エ　常勤の雇用契約を締結していないこと

オ　生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複しないこと

【返還要件】

ア　適切な研修を行っていない場合

イ　研修終了後１年以内に４９歳以下で独立・自営就農・雇用就農・親元就農しなかった場合

ウ　交付期間の１．５倍（最低２年間）の期間、自営就農・雇用就農・親元就農を継続しない場合

エ　独立・自営就農した者が就農後５年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。

（４）雇用就農資金（国）

【時　期】適宜

【場　所】熊本県農業会議（電話：096-384-3333）
〒862-8570　熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号

【内　容】４９歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して資金を助成

雇用就農者育成・独立支援タイプ（雇用就農者への職場内研修を支援）

【事業内容】農業者（農業法人、個人農家）が雇用した就農希望者に対し、農業経験豊富な指導研修者を通じて、就農に必要な農業技術や経営ノウハウ等を研修指導することに対して助成

【助成額】研修生１人あたり６０万円／年　最長４年間
※１経営体当たりの新規採択は同一年度に５人（３人目以降の支援額は年間最大２０万円）
※研修生が障がい者、生活困窮者、出所者等（以下「多様な人材」という。）の場合は年間最大７５万円【研修内容】農業生産に関すること、農産加工、出荷、販売、経営ノウハウ等

【主な要件】

（ア）農業法人等の要件
①農業者、農業法人又は農業サービス事業体であること
②農業経験が原則５年以上ある役員又は従業員を「研修指導者」として置くこと
③研修生と期間の定めの無い雇用契約（独立希望者は有期契約）を結び、労災保険、雇用保険（加えて法人は社会保険（健康保険・厚生年金保険））に加入させること
④１週間の所定労働時間が、原則、年間平均３５時間以上であること
⑤法律で定める有給休暇・休憩・休日を採用していること
⑥働きやすい職場環境整備に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと
⑦新たに雇用した者に対する研修計画を定めていること

⑧地域計画に農業を担う者として位置づけられた者又は位置づけられることが見込まれること
⑨「農業経営人材育成研修プログラム（中級コース）」のうち「労務管理」の科目を修了している又は支援開始後１年以内に修了すること

（イ）研修生の要件
①本事業の研修終了後も継続して就農する意志があり、正社員（独立希望者は従業員）として採用日時点で４９歳以下の者
②正社員（独立希望者は従業員）として研修開始時点で４ヶ月以上継続雇用されていること
③過去の農業経験が５年以内であること
④過去に農業次世代人材投資資金（青年就農給付金を含む）の準備型の交付を受けて同様の研修を受けていないこと
④ 原則として経営主の親族（３親等以内）ではないこと

新法人設立支援タイプ（農業法人の設立に向けた研修を支援）

【事業内容】独立就農して法人を目指す新規就農者や後継者のいない農業者が、農業経営資産を第三者である新規就業者に継承し、その後法人を目指す新規就業者を、農業経験豊富な研修指導者を通じて、就農に必要な農業技術や経験ノウハウ等を研修指導することに対して助成

【助成額】研修生１人あたり年間最大１２０万円（３年目以降は年間６０万円）
（多様な人材の場合、年間最大１５０万円）

【助成期間】最長４年間
あらかじめ２年分の研修計画が必要で、３年目以降は１年毎に必要

【研修内容】農業生産に関すること、農業経営に関すること等

（ア）就農希望者が独立する場合：
新たに雇用した就農希望者が、独立して新たな農業法人を設立するために必要な研修について支援

（イ）親族以外の就農希望者に経営を継承する場合：
新たに雇用した就農希望者が、経営を継承し、新たな農業法人を設立するために必要な研修について支援

【主な要件】

（ア）農業法人等の要件

Ａ．独立する場合
①従業員として、雇用契約を締結すること
②この他は雇用就農者育成・独立支援タイプの「農業法人等の要件」を満たすこと

Ｂ．経営継承する場合
①雇用就農者育成・独立支援タイプの「農業法人等の要件」を満たすこと
②研修開始時点で法人ではないこと
③後継者が不在で、今後５年以内に経営を中止する予定であること
④農業経営の継承を希望する第三者に移譲する意志があること
⑤就農希望者に対して経営状況を積極的に開示する意志があること

（イ）研修生の要件
①本事業での研修終了後１年以内に法人設立する意向があり、研修開始時点で５０歳未満である者
②従業員として研修開始時点で４ヶ月以上継続雇用されていること（独立する場合）
③これらの他は雇用就農者育成・独立支援タイプの「研修生の要件」を満たすこと

次世代経営者育成タイプ（他の農業法人・異業種の法人で OJT 研修を支援）

【助成内容】農業法人等の従業員等を他の法人（農業又は異業種）に派遣・出向させ、派遣・出向先の研修指導者を通じて、農業技術や加工販売技術、経営ノウハウ等を研修指導します。
その代わりに、派遣元農業法人等に対して派遣される、従業員等の代替として雇用した従業員の人件費等について助成

【助成額】研修生１人あたり年間最大１２０万円

【助成期間】最短３ヶ月～最長２年間

【研修内容】農業法人等と研修先法人の間で定められた契約に基づき、両法人等と雇用関係のもと、研修先法人において行う実践的な内容

【主な要件】

（ア）農業法人等の要件

①派遣研修生を研修終了後１年以内に役員等へ登用すること　等

（イ）研修先法人等の要件

①次世代の経営者になるために必要な経営力等を習得させるための実践的な研修を行えること　等

（ウ）研修生の要件

①派遣についての契約日時点で、原則５５歳未満の者であること　等

⑫ 経営所得安定対策（国）

【時　期】４月上旬～中旬（ＪＡ各支所等にて受付）

【場　所】玉名市地域農業再生協議会（電話：75-1126）
（玉名市役所　農業政策課　農業振興係）

【対象者】交付金対象作物を販売目的で生産する「販売農家（法人含む）」と「集落営農」を対象とする。※ゲタ・ナラシについては認定農業者に限る。

【補助内容】

（１）水田活用の直接支払交付金

ア　戦略作物助成

・米粉用米、飼料用米･･･５万５千円～１０万５千円／１０a
・ＷＣＳ用稲･･･８万円／１０a
・麦･大豆・飼料作物･･･３万５千円／１０a
（飼料作物は多年草で当年産は収穫のみ行う場合は１万円／１０ａ）
・加工用米･･･２万円／１０a

イ　産地交付金（県及び市取組の単価については配分枠に応じて変動あり）

【国取組】
・そば、なたね、輸出用米、地力増進作物の作付（基幹作）･･･２万円／１０a
・輸出用米の複数年契約･･･１万円／１０a

【県取組】
・担い手加算（麦、大豆基幹作・二毛作）･･･３千円／１０a
・生産性向上加算（飼料用米、米粉用米の堆肥散布、増肥）･･･５千円／１０a
・安定供給助成（加工用米の複数年契約）･･･１万円／１０a
・水田高度利用加算（麦、大豆、飼料作物、そば、なたねの二毛作）
･･･３千円／１０ａ　※担い手加算との重複不可
・高収益作物作付加算（野菜等高収益作物の基幹作）･･･３千円/１０ａ

【市取組】
・団地化助成（大豆と麦又は飼料用米や米粉用米、加工用米、輸出用米による）
大豆･･･１９，０００円／１０a
麦･･･１０，０００円／１０ａ
飼料米・米粉用米・加工用米・輸出用米･･･１２，０００円／１０a
・二毛作加算（麦、加工用米、飼料作物の二毛作）

･･･８，０００円／１０ａ
・資源循環（耕畜連携）（ＷＣＳ収穫前後の堆肥散布）
･･･８，０００円／１０ａ～１０，０００円／１０a
・地力増進（大豆、飼料用・米粉用米の定植前の推肥散布）
･･･９，０００円／１０a
・露地野菜の二毛作（米、戦略作物の裏作で露地野菜１ｈａ以上の耕作）
･･･１０，０００円／１０a
・高品質麦（ミナミノカオリのプレミアムＴとして出荷）
･･･１１，０００円／１０a
・多収性品種での輸出用米（やまだわら・たちはるか等による輸出用米）
･･･１６，０００円／１０a
・地域振興作物（１，０００㎡以上の販売用野菜・花き・その他作物）
･･･８，０００円／１０a
・団地化集積協力金（飼料用米、米粉用米による団地化）
･･･３，０００円／１０a

ウ　水田農業高収益化推進助成（県の推進計画に基づいた畑地化への助成）
・高収益作物畑地化支援（高収益作物による畑地化）
･･･１０万５千円／１０a　（１回限り）
・高収益作物定着促進支援（高収益作物による畑地化）
･･･２万円／１０a×５年間　又は　１０万円／１０a×１年間
・畑作物畑地化支援（畑作物による畑地化）
･･･１０万５千円／１０a　（１回限り）
・畑作物定着促進支援（畑作物による畑地化）
･･･２万円／１０a×５年間　又は　１０万円／１０a×１年間
・子実用とうもろこし支援･･･１万円／１０a

（２）畑作物の直接支払交付金（ゲタ）
麦・大豆などの品質、数量に応じての支払い(数量払・面積払)

（３）収入減少影響緩和対策（ナラシ）
米、麦、大豆の価格（地域価格）が下落した際に収入を補てんする。

（４）畑地化促進事業
①畑地化支援事業・定着促進事業
水田を畑地化して高収益作物及び畑作物の本作化に取り組む農業者を支援。

対象作物	畑地化支援	定着促進支援
・高収益作物 (野菜、花き等) 　または ・畑作物 (麦、大豆、飼料作物、子実用とうもろこし、そば等)	10 万 5 千円/10a (1 回のみ)	2 万円/10a×5 年間 または 10 万円/10a×1 年間

※畑地化の取り組みは、交付対象水田から除外する取組を指す。
(地目の変更を求めるものではない)
※交付対象水田から除外した水田は、今後対象水田に戻すことはできず、
水田活用の直接支払い交付金を受けることはできない。

②産地づくり体制構築等支援
・土地改良区決済金等支援
畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に。土地改良区の地区除外決済金を支援。
(定額：ただし上限 25 万/10a)

【注意点】上記の助成を受ける場合は、以下の点を注意する。
（１）麦・大豆で助成を受ける場合は、播種前契約及び出荷時の農産物検査結果の提出が必要。
（２）ＷＣＳ、飼料用米、米粉用米、加工用米、輸出用米で助成を受ける場合は、国から認定を受ける必要がある。個人の取組の場合は、取組計画書、実需者との契約書の提出、ＪＡを介する場合は、ＪＡとの契約が必要。
（３）収入減少影響緩和対策については、収入保険制度との併用はできない。
（４）助成単価については、変動あり。
（５）水田活用直接支払い交付金の新たな要件として令和４年から令和８年の５年間に一度も水張りが行われていないほ場は、交付対象水田から除外される。
→水張りは①、②のどちらかを実施することで認められる
①水稲（主食用米、新規需要米等）の作付け
②以下のすべてに該当する場合。
・湛水管理を１か月以上行うこと
・連作障害による収量低下が発生していないこと

⑬ 園芸産地における事業継続強化対策（国・県）
【時　期】１月上旬～２月下旬（国県の予算により変動）
【場　所】玉名市役所　農業政策課　農業振興係（電話：75-1126）

１ 事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制整備
【補助率】定額
【採用案件】都道府県及び市町村が策定した事業継続推進計画に位置付けられた取組
【対象経費】会場借上料、外部講師派遣費、資料等印刷費、協力員に対する謝金

２ 事業継続計画の実践
（１）自力施行等の技能習得、災害復旧の実証
【補助率】定額
【採用案件】都道府県及び市町村が策定した事業継続推進計画に位置付けられた取組
【対象経費】研修に参加するための受講費、会場借料上げ費、災害復旧実証にかかる経費等
（２）既存ハウスの補強等の被害防止対策
【補助率】１／２以内
【対　象】今後１０年以上使用することが見込まれるハウス
【採用案件】都道府県及び市町村が策定した事業継続推進計画に位置付けられた取組
【対象経費】台風・大雪等によるハウスへの被害を軽減するためのもの
ア　ハウス本体の補強（筋交い直管、ダイバー、斜材、中柱等）
イ　防風ネットの設置
ウ　耐候性を発揮されるための融雪装置等
エ　停電時の機能維持のための非常用電源の導入（共同利用に限る）

⑭ 環境保全型農業直接支払事業（国・県・市）
【時　期】例年６月中旬
【場　所】玉名市役所　農業政策課　農業振興係（電話：75-1126）
【対象者】化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則５割以上低減する取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体
【要　件】
（１）販売を目的に作物を生産していること
（２）環境負荷低減のチェックシートに定められた取組を実施していること

（３）環境保全型農業の取組を推進する活動に取り組むこと
（カバークロップ（緑肥）やリビングマルチなど）

【補助内容】

	対象取組		交付単価（10a 当たり）
全国共通取組	カバークロップ（緑肥）の作付		6,000 円
	堆肥の施用		4,400 円
	有機農業	そば等雑穀、飼料用作物以外	14,000 円
		そば等雑穀、飼料作物	3,000 円
	リビングマルチ	麦、ｲﾀﾘｱﾝﾗｲｸﾞﾗｽ以外	5,400 円
		麦、ｲﾀﾘｱﾝﾗｲｸﾞﾗｽ	3,200 円
	草生栽培	果樹、茶	5,000 円
	不耕起播種	麦、大豆	3,000 円
	長期中干し	水稲	800 円
	秋耕	水稲	800 円
地域特任取組	夏期の湛水管理	野菜類	8,000 円
	冬期湛水管理	有機質肥料施用、畦補強等実施	8,000 円
		有機質肥料施用、畦補強等未実施	7,000 円
		有機質肥料未実施、畦補強等実施	5,000 円
		有機質肥料未実施、畦補強等未実施	4,000 円
	総合的病害虫・雑草管理（IPM）の実施	水稲、大豆	4,000 円
		キャベツ、ブロッコリー、ハクサイ、カリフラワー、なす、温州みかん、なし、茶	8,000 円
取組拡大加算	農業者団体による、有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けた技術指導等の活動		新規取組面積あたり 4,000 円

※取組面積の増加により、単価変動あり。

⑮ くまもとグリーン農業（県）

【時　期】随時（認定は年４回県にて実施）

【対象者】①土づくりと化学肥料・化学農薬の使用低減、②温室効果ガスの排出削減、または③農林水産大臣が定める事業活動に取組む玉名市内農林漁業者または農林漁業者が組織する団体

【事業内容】

①資金の貸付、②税制特例、③国の補助事業等の優先採択、及び④「くまもとグリーン農業」マーク（くまモンマーク）の使用が可能。

【場　所】

熊本県農林水産部　農業技術課（電話：096-333-2383）

① 環境負荷低減事業活動（旧エコファーマー）
玉名市役所　農業政策課　担い手支援係（電話：0968-75-1126）

② 環境にやさしい農業
玉名市役所　農業政策課　農業振興係（電話：0968-75-1126）

⑯ 中山間地域等直接支払制度（国）

【時　期】随時
【場　所】玉名市役所　農業政策課　農業振興係（電話：75-1126）
【目　的】耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産活動の維持を通じて多面的機能の確保を目的に直接支払い
【対象地域】特定農山村法など地域振興８法と棚田法等指定地域及び知事が定める特認地域
【対象農用地】対象地域内で次の基準に該当する農振農用地内の農用地（１ha 以上）
（１）急傾斜地　水田…傾斜：１／２０以上
　　畑、草地、採草放牧地…傾斜：１５度以上
（２）緩傾斜地　水田…傾斜：１／１００以上１／２０未満
　　畑、草地、採草放牧地…傾斜：８度以上１５度未満
※緩傾斜地は急傾斜地に隣接していなければならない。
【対象者】対象農用地内で協定に基づき５年以上農業生産活動等を行う農業者等
【対象行為】（１）耕作放棄の発生防止などの基礎的な活動
（２）農用地等保全マップの作成及び実践（ア又はイ）
（ア）共同で支えあう農業生産活動の「取り決め」
（イ）農業生産条件の強化や担い手の育成など、より前向きな取り組み

■ **【交付単価】体制整備単価（上限額）**

地目	区分	交付単価（円／１０ａ）
田	急傾斜地	２１，０００
	緩傾斜地	８，０００
畑	急傾斜地	１１，５００
	緩傾斜地	３，５００
草地	急傾斜地	１０，５００
	緩傾斜地	３，０００
	草地比率の高い草地	１，５００
採草放牧地	急傾斜地	１，０００
	緩傾斜地	３００

⑰ 玉名市有害獣被害防護施設整備事業（市）

【時　期】５月上旬から翌年２月末日及び予算終了まで
玉名市ＨＰ及び広報誌にて周知
【場　所】玉名市役所　水産林務課　林務係（電話：75-1403）
【対象者】住所を玉名市内に有する農業経営者で玉名市に対する税金の滞納のない者
【対象事業】対象となる有害獣は、イノシシ等の獣類とし鳥類は対象外。対象となる地域は、玉名市及び玉名市の隣接地（小岱山及び金峰山等）。また、事業を実施する農地が農地基本台帳に登録されている農地であること。
販売及び自家消費用農作物等の食害、田植え直後の倒伏被害、作付地及び畦畔等の掘り起しによる農地の被害の防止を目的とする施設整備を対象とする。電気柵やワイヤーメッシュ柵等の購入費に対し補助を行う。
【対象経費】新たに施設整備を行う経費のうち、消費税相当額を含めた施設整備に必要な資材の購入費のみを対象とする。運搬費、設置費等は含まない。
また、補助金の交付は、同一年度内に１回限りとする。
【補助額】

補助率	１／３
補助下限額	１万円
補助上限額	個人：８万円、団体：１５万円

⑱ 玉名市天水地区有害獣被害防護施設整備事業（市）

【時　期】５月上旬から翌年２月末日及び予算終了まで
玉名市ＨＰ及び広報誌にて周知
【場　所】玉名市役所　水産林務課　林務係（電話：75-1403）
【対象者】玉名市有害獣被害防護施設整備事業の交付決定を受けた者で、天水地区に被害防護施設を整備するもの
【対象事業】玉名市有害獣被害防護施設整備事業の対象事業のうち天水地区に被害防護施設を整備するもの
【対象経費】玉名市有害獣被害防護施設整備事業に要する経費のうち天水地区に設置する資材の購入費とする。
【上乗せ補助額】

補助率	１／６
補助下限額	５千円
補助上限額	個人：４万円 団体：７万５千円

⑲ 玉名市鳥害対策事業（市）

【時　期】９月上旬から翌年２月末日及び予算終了まで
玉名市ＨＰ及び広報誌にて周知
【場　所】玉名市役所　水産林務課　林務係（電話：75-1403）
【対象者】住所を玉名市内に有する農業経営者で玉名市に対する税金の滞納のない者
【対象事業】カモ類、バン類といった有害鳥類が対象。対象となる地域は、玉名市大浜町字大栄、玉名市横島町共栄。また、事業を実施する農地が農地基本台帳に登録されている農地であること。
販売及び自家消費用露地野菜等の食害被害防止を目的とする資材の購入費用を対象とする。
防風ネット、テグス及び支柱、防鳥ライト、レーザー照射機等の購入費に対し補助を行う。
【対象経費】新たに鳥害対策を行う経費のうち、消費税相当額を含めた資材の購入費のみを対象とする。運搬費、設置費等は含まない。
また、補助金の交付は同一年度内に１回限りとする。
【補助額】

補助率	１／３
補助下限額	１万円
補助上限額	個人：８万円 団体：１５万円

⑳ 多面的機能支払交付金事業(国・県・市)

【時　期】随時
【場　所】玉名市役所　農地整備課　管理係（電話：75-1123）
【対象者】農業者のみで構成される活動組織又は農業者及び地域住民、農業者団体等で構成される活動組織
【事業内容】地域内の農業者等が共同で取り組む地域活動を支援

（１）農地維持支払交付金

水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える地域活動を支援

（２）資源向上支払交付金

水路、農道等の軽微な補修、景観形成等の農村環境の良好な保全といった地

域資源の質的向上を図る共同活動を支援

（３）資源向上支払交付金（施設の長寿命化）

農地周りの水路、農道等の補修・更新等による施設の長寿命化のための活動を支援

【基本単価】

円／１０ａ	①農地維持支払 ＊７	②資源向上支払（共同）＊１，２，３	①と②に取り組む場合	③資源向上支払（長寿命化）＊４，５	①，②，③に取り組む場合※６
田	３，０００	２，４００	５，４００	４，４００	９，２００
畑　※８	２，０００	１，４４０	３，４４０	２，０００	５，０８０
草地	２５０	２４０	４９０	４００	８３０

※1　農地・水保全管理支払の取組を含め５年以上実施した地区は、②の単価に０．７５を乗じた額となる。

※2　②の資源向上支払(共同)は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが基本となる。

※3　多面的機能の増進を図る活動に取り組まない地区は、単価の５／６を乗じた額となる。

※4　直営施工を実施しない地区は、単価は５／６を乗じた額となる。

※5　広域活動組織の規模を満たさない場合、③の交付額は、保全管理する区域内に存在する集落数に 200 万円を乗じた額と上記単価に対象農用地を乗じた額の小さい額となる。

※6　②及び③に一緒に取り組む地区は、②の単価 0.75 を乗じた額となる。したがって、①、②及び③に一緒に取り組む場合、田では合計 9,200 円／10a となる。

※7　事業計画期間中に畑地化する場合、当該期間中においては、農地維持支払の交付単価は地目変更前の単価を適用する。

※8　畑には樹園地を含む。

㉑ 玉名市土地改良事業（市）

【時　期】随時

【場　所】玉名平野土地改良区（電話：72-3374）

【各種事業】土地改良区域内における次の事業。ただし、公益性（複数の受益者に効果をもたらす）があること。

（１）７：３事業

【内　容】農業用排施設等の補修

【金　額】事業費の負担割合は、土地改良区７割、地元負担３割とする。

ア　１工区の事業費が１００万円以下のもの

イ　事業の必要性及び効果が明らかで、かつ、技術的に実施可能なもの

ウ　事業は原則として新設及び改良とし、維持管理的ではないもの

エ　各地区の土地改良区理事・総代を申請者とする。

（２）８：２事業

【内　容】農道の舗装

【期　間】令和８年度まで

【割　合】事業費の負担割合は、土地改良区８割、地元負担２割とする。

ア　１工区の事業費が２００万円以下のもの

イ　事業の必要性及び効果が明らかで、かつ、技術的に実施可能なもの

ウ　事業は原則として新設及び改良とし、維持管理的でないもの

エ　各地区の土地改良区理事・総代を申請者とする

（３）機械借上げ補助（用排水路、農道、ため池、堰等の補修、浚渫）

各地区の土地改良区理事・総代を申請者とする。

（４）　原材料費補助（用排水路、農道、ため池、堰等の補修）

各地区の土地改良区理事・総代を申請者とする。

（５）修繕費補助（用排水路、農道、ため池、堰等の修繕）

各地区の土地改良区理事・総代を申請者とする。

（６）単独事業（用排水路、農道、ため池、堰等の修繕）
各地区の土地改良区理事・総代を申請者とする。
※補助金額については、予算の範囲内にて確定

㉒ 農作業安全講座（県農業大学校）

【時　期】４月７日（月）～４月２５日（金）
【場　所】玉名地域振興局　農業普及・振興課地域農業支援班（電話：74-2136）
【要　件】抽選
熊本県立農業大学校において、一般農業者を対象とした大特の農耕用限定（定員２４人×５回）、けん引（２４人×５回）の免許取得講習を開催。
【資格要件】原則として（１）、（２）の要件を満たす者。
（１）熊本県警察本部が実施する運転免許試験の要件を満たす者。
ア　大特
（ア）現有免許証の住所が熊本県内であること。
（イ）普通免許取得者であること。
（ウ）視力が両目で０．７以上かつ一眼でそれぞれ０．３以上であること。一眼の視力が０．３に満たない者もしくは一眼が見えない者は、他眼の視力が左右１５０度以上で、視力が０．７以上であること（矯正視力を含む。）
イ　けん引
（ア）現有免許証の住所が熊本県内であること。
（イ）大特（農耕者限定も含む）免許取得者であること。
（ウ）視力が両目で０．８以上、かつ一眼でそれぞれ０．５以上であること（矯正視力を含む。）
（エ）深視力が三かん法の奥行知覚検査器により３回の平均誤差が２ｃｍ以下であること。
ウ 特記事項
身体障害者手帳を有する者、または現有免許証で身体障害について条件が付いている者は、受験にあたって事前に運転免許センターにて適性相談を受け、熊本県公安委員会が発行する「適性相談通知書」の確認がとれた場合等に限る。
（２）所定の講座全日程に欠席せず参加できる者。
【必要経費】大特　　：３，３００円
けん引　　：３，９００円
受験料　　：２，６００円
傷害保険料：１，１００円程度（講座初日に加入手続き有り）
免許写真は申請者が準備する（縦３ｃｍ、横２．４ｃｍを２枚）

申込期間中に、玉名地域振興局へ免許証を持参し、申請書に記入。
※詳細については、県立農業大学校ホームページを参照。（３月頃に記事更新）
※申込者の状況により開催回数が追加される場合もある。

㉓ 施設園芸等燃料価格高騰対策事業（国）

経営費に占める燃料費の割合の高い施設園芸において、燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を支援するため、計画的に省エネルギー化等に取り組む産地を対象としたセーフティネット対策として、農業者と国で基金を設け、燃油・ガスの価格が一定の基準を超えた場合に補填金を交付。
【加入要件】
・施設園芸を営む者によって、それぞれ３戸以上又は農業従事者５名以上で構成する農業者団体等であること

・３年間で燃料使用量を１５％以上削減する計画（省エネルギー等推進計画）の計画を策定していること　など

【対象燃料】

A 重油、灯油、LP ガス、（プロパンガス）、LNG（都市ガス）

【募集期間】

４月～７月（R６年度実績）

【補填対象期間】

１０月～翌６月

【補填額】

補填単価（発動基準価格との差額）×当月購入数量の７０%※

※価格急騰時等には、１００%に引き上げ

【場所】

熊本県農林水産部　生産経営局　農産園芸課

（電話：０９６－３３３－２３９２）

㉔くまもと土地利用型農業競争力強化緊急支援事業（県・市）

農業機械等の価格高騰の影響を受けた農業者を緊急的に支援し、土地利用型農業の競争力強化を図るため、地域営農組織育成支援では広域農場の前段階である地域営農組織の規模拡大や低コスト新技術の導入を推進し、中山間等組織化支援では中山間地域等での機械の共同利用や組織化の取組みの拡大を図る。

【募集期間】

３月～４月（R６年度実績）

（１）地域営農組織育成支援（ハード事業：上限 500 万円/1 申請　格納庫は 1 箇所）

【対象者】

対象作物(米、麦、大豆)経営面積が目標 10 ヘクタール以上の地域営農組織、農業法人等(地域営農組織の場合は構成員 3 戸以上。代表者の定めがあり、組織及び運営について規約の定めがあること)であり、対象作物の生産面積を拡大する計画を有すること。ただし、1 戸 1 法人にあっては、経営規模が概ね 50 ヘクタール以上かつ受益地区の水田面積の 5 割以上を集積する計画があること。

【内容】

土地利用型作物(米、麦、大豆)の作付面積拡大や新技術の導入に必要な機械等および格納庫の整備に要する経費。格納庫の整備にあたっては、事業実施主体は地域営農組織または農業法人とする。導入する機械等は、動産総合保険等の保険に加入すること。

【補助率】

1/2 以内(上限 500 万円とし、格納庫は 1 箇所のみ採択)

（２）中山間地域等組織化支援

【対象者】

次のアからウの全てに該当する地域営農組織、農業法人等(構成員 3 戸以上)。

ア、受益農地の過半が地域農業類型区分の 3(中間農業地域)または 4(山間農業地域)であること

イ、受益のうちで対象作物(水稲、麦、大豆)を生産する計画であること。

ウ、次のいずれかに該当すること

・水田経営面積(現況)が概ね 30 ヘクタール以下

・設立 5 年以内

・平均筆面積 20 アール未満

【内容】

中山間地域の米、麦、大豆生産の効率化や新技術の導入に必要な機械または「特色

ある米作り」に必要な機械等の整備に要する経費。ただし、専ら飼料生産に使用する機会は除く。導入する機械等は、動産総合保険等の保険に加入すること。
【補助率】
1/2 以内(上限 500 万円)

㉕麦・大豆生産技術向上事業（国・県・市）

【対象者】
次の要件をすべて満たす、農業者の組織する団体(原則年間 150 日以上農業に従事する者 5 名以上)等
（１）対象ほ場:水田・畑地
（２）対象作物:小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、大豆
申請にあたっては、国産麦・大豆の生産・利用拡大に向けて産地と実需が連携して麦・大豆国産化プランを策定していただく必要がある。
【内容】
（１）生産性向上の推進
団地化の推進等に必要な話し合い、ほ場の簡易な改修・点検、ほ場地図のデジタル化等に要する費用を実費で支援(支援の上限額は作付面積に応じて異なる)。
・50ha 未満　：100 万円
・50ha 以上～150ha 未満　：200 万円
・150ha 以上　：300 万円

（２）営農技術等の導入
生産性の向上に向けた技術や品種を導入する場合、その内容に応じて 10,000 円/10a 以内で定額支援。
① 排水対策技術の導入（補助率：定額（2,000 円/10a））
※最大２つまで選択することが可能。(2,000 円/10a) ×２
弾丸暗渠施工、心土破砕、深耕の実施による透排水性の改善。
② 高度排水対策技術の導入（補助率：定額（3,000 円/10a））
無材穿孔暗渠または有材補助暗渠の施工による透排水性の改善。
③ 効率的播種技術の導入（補助率：定額（5,000 円/10a））
省力化等による生産性向上に向け、耕うん同時畝立て播種、小明渠浅耕播種、狭畦密植栽培による播種作業の改善。
④ 先進技術の導入（補助率：定額（10,000 円/10a））
高速畝立て播種技術又はカットブレーカーによる幅広型心土破砕の実施。
⑤ 土壌診断に基づく土づくり（補助率：定額（3,000 円/10a））
土壌診断を行い、ほ場の状況に応じた有機物資材や酸度矯正資材等の施用。
⑥ 麦種に応じた最適な施肥の実施（補助率：定額（3,000 円/10a 又は 6,000 円/10a※））
麦の品質・生産性向上のため、麦種に応じ施肥配分や施肥方法を見直す。
※実需者の求める高品質な小麦生産に取り組む場合
⑦-1 需要に応じた品種転換（補助率：定額（7,500 円/10a））
実需者と播種前契約を結んだ上での、需要のある品種、収量性・加工適性に優れる品種への転換。
⑦-2 大豆極多収品種の導入（一般栽培 10,000 円/10a、種子生産 20,000 円/10a）
大豆極多収品種の導入・転換に取り組む。
⑧ 化学肥料の低減（補助率：定額（1,000 円/10a））
化学肥料の使用量を地域の慣行レベル以下かつ前作より１割以上低減。
⑨ 化学農薬の低減（補助率：定額（1,000 円/10a））
化学農薬の使用量を地域の慣行レベル以下かつ前作より１割以上低減。
⑩ スマート農業技術を活用した生産の高度化・省力化(補助率:定額(5,000 円/10a))

ドローンによる農薬・肥料散布、収量コンバインによる収穫、自動操舵トラクターと連動した高精度播種、センシングに基づく可変施肥または営農管理システムの活用による生産の高度化・省力化。
⑪ 麦・大豆の新規作付け（補助率：定額（7,500 円/10a））
麦・大豆の国産化に向けて、新たに麦・大豆の生産に取り組む。
⑫ 複数年契約の導入（補助率：定額（1,500 円/10a））
播種前に実需者等と複数年の売買契約を締結し、安定した供給体制を構築。
⑬ 農地の均平化（補助率：定額（5,000 円/10a））
レーザーレベラーや GPS レベラー等を用いて農地の均平化を実施。
⑭ 地域特認技術（補助率：定額（都道府県で設定））
地域の環境や農業の実態等を踏まえ設定した営農技術の導入。

（３）機械・施設の導入
生産拡大に必要な機械、施設の導入を支援（補助率：１／２以内。補助対象となる機械等は 50 万円以上 5,000 万円未満とする。ほ場で利用する農業機械の導入に限り、事業費の上限なく、導入する機械ごとに 5,000 万円未満の補助金を交付することが可能。なお、5,000 万円以上の農業機械の導入に係る補助金の上限は、当該機械ごとの受益面積 1ha につき 37.5 万円。また、リース導入の場合、リース期間は２年以上で法定耐用年数以内の物のみ対象とする。）。
【採択要件】
・国産麦、大豆の生産、利用拡大に向けて、産地と実需が連携して麦、大豆国産化プランが策定されていること。
・生産拡大、生産性向上につながる成果目標を定めていること。
・事業実施計画書の内容が実施要領の要件を満たしており、成果目標の達成に直接結びつく内容であること。

これら要件を満たし、事業実施計画のポイントが上位の者から採択。